

航空医学分野の規制等に関する検討会

規 約

(設置の目的)

第 1 条 加齢乗員の付加検査制度の見直し等、航空医学分野の規制等に関して議論するため、「航空医学分野の規制等に関する検討会」を設置する。

(本検討会の構成員)

第 2 条 本検討会の構成員は、別紙による。

(座長の任命等)

第 3 条 本検討会に座長を 1 名置く。

- 2 座長は、事務局から推薦し、構成員の承認によってこれを定める。
- 3 座長は、本検討会を統括する。
- 4 座長に事故があるときは、構成員のうちから座長が指名する者が、その職務を代理する。

(本検討会の開催)

第 4 条 本検討会は冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。

- 2 本検討会の資料は特段の理由がある場合を除き、公開とする。
- 3 本検討会の議事要旨は、事務局が座長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

(事務局)

第 5 条 本検討会の事務局は、国土交通省航空局安全部安全政策課に置く。

(守秘義務)

第 6 条 構成員は、検討会を通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第 7 条 この規約に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項については、本検討会で定めるものとする。

附 則

この規約は、令和 6 年 3 月 2 8 日から施行する。

(別紙)

航空医学分野の規制等に関する検討会

構 成 員 名 簿

(敬称略、五十音順)

【委員】

宇都宮 一典 東京慈恵会医科大学 名誉教授

志賀 剛 東京慈恵会医科大学 臨床薬理学講座 教授

高添 一典 一般財団法人 航空医学研究センター 検査・証明部長

【関係団体】

一般社団法人 全日本航空事業連合会

公益社団法人 日本航空機操縦士協会

定期航空協会